

# 愛媛県同和教育基本方針

日本国憲法は、日本国民にすべての基本的人権の享有を認め、生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利を尊重し、すべての国民は、人種・信条・性別・社会的身分又は門地により、政治的・経済的又は社会的関係において差別されないと規定し、法の下に平等であることを保障している。

しかし、現実には、日本国民の一部の集団が、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、これらの権利が完全に保障されていないという同和教育問題が存在している。

同和教育問題が、現代社会においてもなお未解決のまま残され、さらに部落差別が再生産されている根本的な原因は、国民の同和教育問題に対する正しい認識が不足していることと人間尊重を基盤とする民主主義がまだ徹底していないことにあると考えられる。

同和教育問題を解決するには、国民の一人一人が同和教育問題を正しく認識し、全国民が共通課題として取り組むとともに、社会の中に今なお生きている不合理な差別を解消するために、国及び地方公共団体が責任をもって積極的な行政的施策を推進することが急務である。この問題の解決に当たっては、何人も傍観者であってはならない。

同和教育問題の解決は、あらゆる施策の総合的推進によって達成されるものであるが、その中でも教育の果たす役割は極めて大きい。

愛媛県教育委員会は、県民すべての協力を期待し、次のような同和教育を推進する。

## 1 (教育計画)

市町村教育委員会・学校及び公民館は、それぞれの実態に即した同和教育の方針と実施計画を明確にし、その徹底を図る。

## 2 (学校同和教育)

学校におけるすべての教育活動の中で、人間尊重の精神を養い、部落差別に対する正しい見方や考え方を中心に、差別しない、差別に負けない、差別を許さない児童生徒を育成する。

特に同和教育地区の児童生徒に対しては、その発達と教育の機会が妨げられている実態を正しく把握し、その子どもの可能性が十分に伸ばされるよう教育内容の充実と教育条件の整備に努める。

## 3 (社会同和教育)

社会教育のあらゆる機会に、基本的人権の尊重を基調とする学習を取り入れ、すべての人々が科学的、合理的な生活態度を身に付け、同和教育地区における差別の実態を正しく認識し、国民的課題である同和教育問題を解決するための意欲と実践力を養う。

また、同和教育地区における社会教育諸条件を整備し、地区住民の教養と文化を高め、経済的・社会的向上を図る。

## 4 (同和教育指導者)

同和教育を推進するために、同和教育問題に関する深い認識と理解と実践力を身に付けた熱意ある指導者を計画的に養成して、積極的な活動が推進されるように努める。

## 5 (同和教育協議会)

各市町村の同和教育を総合的に推進するため同和教育協議会の結成をすすめ、その育成に努める。

この方針の実施に当たっては、学校・家庭・社会の連携を図るとともに、関係諸機関及び諸団体との協力を一層密にし、教育の主体性において総合的に推進しなければならない。

(昭和 48 年 7 月 2 日策定)